

——各 局 要 望——

市 長 室

災害に強いまちづくりについて

1. 在住外国人や海外旅行者が困らないよう、各種制度を平易で丁寧に説明する多言語パンフレットの充実やホームページでのお知らせ、案内掲示板の多言語表示やルビを掲示すること。
2. 在住外国人に対する日常生活支援策を強化すること。また日本語教室の運営費を増額するとともに、さらなる充実や生活習慣等も学べるようにすること。また、支援事業をおこなっている団体への支援を強めること。
3. 医療通訳派遣制度をさらに拡充するとともに、市内6病院からさらに民間病院に広げること。
4. 民間の国際交流を広めるため、派遣・招へいのための助成制度をつくること。
5. 定住外国人の地方参政権実現のため、「国の動向を見守る」だけでなく国に積極的に求めること。
6. 出前トークの会場代は、市の負担とすること。

広報・広聴について

7. 住民投票条例を制定すること。
8. 市民意見募集で「反対」や「批判」が多いときは、「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」の趣旨にのっとり現局に対し政策変更を含め再考を促すこと。マスタープランなど神戸の将来構想を決める場合は、パブリックコメントにとどめず、幅広く市民・区民が参加して議論する条件を確保すること。

9. 情報公開は、意思形成過程の文書もふくめ原則公開を徹底し、速やかに開示すること。
10. 「市長への手紙」制度は、「私たちからの神戸への提案」に改編されたが、市民からの意見はすべて市長に届け、市長名で責任をもって迅速に回答すること。

危機管理室

市民の安全安心について

1. 自然災害だけでなく市民生活を脅かす様々な「危機」に公的な責任をもって対応するため、各部署に適切な職員の増員とスキルアップを進めること。
2. 津波対策として、避難ビルを増やすことや企業参加の避難訓練など、総合的な対策をとること。南海トラフ巨大地震の津波の威力等の広報を強めること。
3. 集中豪雨や台風災害について、従来の常識を超える被害が発生している。地域の特性に応じた防災・水害対策を再検討し、ハード面も含めて安全対策を強化すること。
4. 原発事故の発生に備え、水への汚染も想定した防災計画・避難計画をたてること。
5. コンビナート地域の防災・安全対策について、危機管理室の責任において対策を強化するため事業者、労働者、住民を交えた協議会をつくること。
6. 暴力団事務所対策は、訴訟費用等の支援は、訴える方の経済状況に関わらず行うこと。暴力団抗争から市民を守るため、他局・団体と連携を強化すること。
7. 「国民保護計画」で、戦争協力につながるような具体化、訓練は行わないこと。防災訓練への米軍参加はさせないこと。

災害時の避難所について

8. 災害時、避難所で新型コロナウイルスなど感染症が拡大しないように、必要な避難所を確保するとともに、避難者の間隔確保や、マスクや消毒液の準備など各避難所でのマニュアルを作り、対応にあたること。
9. 避難所の空調整備、畳床の提供、パーテーションの設置、着替え、入浴、トイレの設置など健康や衛生環境に配慮した対応を講じ、スフィア基準を満たすこと。
10. 災害警戒区域内にある避難所の安全対策を強めること。

11. 備蓄品目を充実し、自主避難者と避難指示（緊急）避難者は、備蓄の提供はおなじようにすること。
12. 災害時避難にあたっては車での避難を認めること。駐車場の利用や費用負担など避難者を支援する対策を講じること。また小学校は駐車場を開放すること。
13. 避難所や福祉避難所において、障がい者、特殊病態や高齢者・新生児・乳児・小児・妊婦などの対応を想定し、備蓄や必要備品を充実、バリアフリー化を進めること。

企 画 調 整 局

市民福祉の向上と不要不急の事業の中止について

1. 新型コロナウイルスの感染拡大は社会経済活動の前提を一変させた。インバウンド頼みや駅前への集中などまちづくりにも大きな転換が迫られている。
 - ① 都心三宮とウォーターフロント再開発や主要駅前再整備、阪湾岸道路など既に着手している事業を凍結し、中止を含めた再検討をすること。
 - ② 神戸空港と関西国際空港を結ぶ海底トンネルや2号線の地下化、万博効果をあてこんだ投資など新たな事業は中止すること。
2. 雇用の増加と安定、子育て世帯支援の強化等、人口増対策を積極的に進めること。
3. インナー地域の活性化のため、若年・子育て世帯の呼び込みにつながるインセンティブ策や、地下鉄海岸線の乗客増対策をとること。
4. 国が推進する成長産業に特化した支援を見直し、新型コロナの影響を受けている中小企業対策に転換すること。
5. 医療産業都市及びスーパーコンピューターへの過大な投資や優遇は中止し、土地取得費もふくめ必要な費用負担は全額国に求めること。
6. つなぐラボ・つなぐ課を廃止し、男女共同参画を推進する部局、地域活動支援を推進する部局を復活すること。
7. PPP、PFIの推進をやめること。
8. 「国・地方の役割分担論」による乱暴な自治体の再編は、大震災など日本全体で取り組む課題にこたえることはできない。「特別自治市」や道州制には反対すること。
9. マイナンバーカードの取得、活用については、本人の意思を尊重し、強制をしないこと。これ以上の投資や活用範囲の拡大もしないこと。行政による誤送付もおこっており、取り扱いについては慎重を期すること。

10. 外郭団体のあり方を市民参加で全面的に見直すこと。外郭団体の不正については、神戸市の責任を明確にすること。外郭団体への幹部職員の天下りは禁止すること。
11. 教育委員会の独立性を担保するために、教育行政支援課は廃止すること。

交通政策の推進について

12. 交通政策の推進にあたっては住民意見本位に進めること。携帯移動データ分析に偏重した「市バス配置基準」は廃止すること。
13. 西北神地域の市民の足を守るため、市営化後も北神急行へのこれまで以上の支援を行うとともに、神戸電鉄粟生線存続のための支援を強めること。

新・省エネルギー施策の推進について

14. 関西電力にたいし原発の再稼働中止と撤退、神戸製鋼にたいし石炭火力発電所の増設の中止と1・2号機の廃止を求めること。
15. 神戸市の水素エネルギー構想は、他国にCO₂を埋設し、液化水素の移動にも新たなエネルギーが必要となる。同構想を中止し、研究・実証実験は中止すること。

行 財 政 局

行政方針について

1. 「行財政改革2025」など、市民サービスの削減や、公的責任の後退につながる民間活力導入、職員削減を前提とした行財政改革は中止すること。
2. これまで取り組んできた職員削減は、新型コロナ感染拡大のもとで体制のぜい弱性をあらわにした。市民サービスの向上、災害・感染症対策などの観点から、職員削減ではなく、必要な部署には積極的に人員増を行うこと。

税財政について

3. 住民税均等割の超過課税は中止すること。
4. 新型コロナの影響により市民生活は大変になっている。必要な公営企業会計への繰り出しをおこなうなど、上下水道料金等公共料金値下げを検討すること。
5. 新型コロナの市民生活への影響を鑑み、消費税の引き下げを国に求めること。
6. 市税等の徴収は、「納税の猶予」の申請用紙を窓口におき、十分な制度説明を行うこと。「換価の猶予」は納税者の意思を尊重し、適用や分割納入など柔軟な対応を行うこと。
7. 暮らしや営業実態を無視した市税の差し押さえなどが強化されている。分納相談等は、テレビ電話ではなく、区役所窓口体制を復活し、丁寧に行うこと。
8. 地方交付税について、交付額引き上げや大都市特有の財政状況を反映できる仕組づくりを国に求めること。

公共施設等について

9. 地域のネットワークを破壊する公共施設の統廃合は行わないこと。
10. 市役所本庁舎や中央区役所、文化ホールなど三宮再開発に伴う庁舎・公共施設の再編

計画は撤回すること。

11. 2号館は必要最小限な改修で再利用するとともに、中央区役所のおよび勤労会館や青少年会館の移転計画も撤回すること。
12. 市の遊休地・未利用地については、市民の声を聞き、福祉・教育分野等最大限有効活用すること。売却を原則としたやり方は改めること。

区役所・住民サービスについて

13. 区役所・出張所・支所での正規職員を増やして開庁時間延長と取り扱い業務を増やし、住民の身近な区役所機能を充実すること。開発団地など一定規模の人口のある地域には出張所や臨時窓口を開設すること。
14. 総合窓口設置をこれ以上拡充せず、導入効果を検証すること。マイナンバーを前提とした窓口業務のアウトソーシング、郵送・電子申請業務の外部委託は、行わないこと。
15. 盛岡市や野洲市が実施している施策を実施すること。多重債務者からの相談を、市として解決する体制をつくること。
16. LGBT（性的少数者）の人権啓発活動を強めること。役所では、ジェンダーフリートイレの設置など検討すること。

契約・入札制度について

17. 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るための誓約書の提出を義務付けにとどまらず、公契約条例を制定すること。
18. 官公需の発注にあたっては、地元中小企業に優先発注や分離分割発注をさらに進めること。またダンピング入札を防止する対策をとること。
19. 各局の小修繕（緊急以外）の「小規模事業所登録制度」をつくること。適正価格での発注や新規事業者が参入できる対策を進め、区役所に受付窓口を設置すること。
20. 談合など企業犯罪に対しては、指名停止処分期間の延長や契約の取り消しなど、厳正な対処を行うこと。落札率が異常に高い場合、談合の有無を詳しく調査すること。

21. 神戸市の公共事業を受注している企業への、市の幹部職員の天下りを禁止すること。

若年層の雇用対策について

22. 青年の雇用状況が改善しない。市内の企業の正規雇用の調査をして正規雇用の目標を設定すること。ブラック企業・ブラックバイト根絶に向けて対策を行うこと。

23. 高校生の就職難解消について、教育委員会だけがかかわるのでなく、全市的に取り組み、就職率の向上につとめること。

憲法順守・平和行政について

24. 憲法擁護の企画に対しては「後援を拒否」することなく積極的な支援を行うこと。市として、憲法記念日に憲法擁護の記念行事を行うこと。

25. 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づいて実施されている非核証明書の提出を義務づける措置をいかなる状況でも厳守することを明確にすること。

26. 神戸市の「非核平和都市に関する決議」「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」をホームページの掲載だけでなく、公共施設にも掲示すること。

27. 平和行政を担当する窓口を設置すること。

28. 自衛隊への電子媒体での個人情報の提供は行わないこと。

職員の待遇改善について

29. 非正規職員の給与引き上げ等労働条件を改善するとともに正規化を行うこと。長時間過密労働を解消するためにも、任期付き職員を含め有期雇用はやめ正規職員にすること。

30. 公務職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、いじめなどについては、事実関係を調査の上、被害者の人権を尊重して対処すること。

31. 一般職員の給与体系に、能力給制度は取り入れないこと。また、管理職による人事評価制度は廃止すること。

文化スポーツ局

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 各種スポーツ競技の開催については、感染対策を徹底すること。
2. スポーツ各団体では、コロナ感染対策ガイドラインを徹底するよう指導すること。
3. 文化芸術団体・個人が、コロナ禍で苦境に陥っている。支援・補償を強化すること。

図書館・博物館について

4. 図書館及び博物館は、指定管理制度導入をやめるとともに、教育委員会の所管に戻し、直営で運営すること。
5. 図書館協議会に、市民の公募委員を入れること。

文化芸術・スポーツの振興について

6. 三宮再整備に伴う文化ホールの移転について、コロナ禍の状況を鑑み再検討すること。
7. 芸術文化助成制度を拡充すること。
8. 市民体育館へのエアコン設置を進めること。
9. 各区に温水プールをつくること。

福 祉 局

市民福祉の向上について

1. 生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）や住宅確保給付金の受付と支給は、2020年で終わらせず、新型コロナ被害が終息するまで行うこと。
2. 各種福祉医療制度の所得制限をなくし、窓口負担もなくすこと。
3. 国の生活保護費の削減によって生じる各種の助成制度のサービス低下については、現行水準を守ること。
4. 介護及び障がい者施設をはじめ、社会福祉施設の監査・指導體制を強化すること。
5. 福祉の人材を確保するため、福祉現場の労働条件改善が進むよう、民間社福祉事業助成の拡充など、必要な支援策を強化するとともに、国にも対策の強化を求めること。
6. 「3.5キロ、100時間以内」での被ばく者を、原則として原爆症と認め、医療特別手当を支給することや、各種手当を引き上げること、国・県にはたらきかけること。
7. 中国残留邦人等支援事業の支援相談員の安定的な雇用継続をはかること。
8. 高齢化する成人の引きこもりについて、相談や支援体制を強めること。
9. 動物愛護条例を制定し、動物愛護計画をつくり、実施すること。

高齢者福祉について

10. 敬老優待乗車制度は無料制度にもどすこと。また、神戸電鉄をはじめ民間鉄道についても利用できるようにすること。
11. 公営住宅を活用した高齢者自立支援拠点（あんしんすこやかルーム）は廃止せず存続すること。

12. 地域包括支援センターの体制を強化するために、人的配置を増やすなど必要な財政的支援を拡充すること。
13. 自立や要支援など、介護サービスから除外されている高齢者にたいする市独自の施策を充実すること。加齢難聴にたいする補聴器購入助成の創設や、寝具洗濯乾燥サービスの復活、訪問理美容サービス、介護用品支給、日常生活用具給付など、必要性の高いサービスは拡充すること。
14. はり・きゅう・マッサージ施術料助成については、1回の施術につき1,000円の割引券4枚送付にもどすこと。
15. 「神戸市敬老祝い金」を復活すること。

介護保険制度について

16. 特別養護老人ホームなどの待機者を解消するため、次期介護保険計画では施設の大幅な整備計画をつくること。
17. 介護保険料が高すぎる。払える保険料に引き下げること。保険料の年金天引きをやめるよう国に要望すること。
18. 利用料の減免制度を創設し、負担が重いため介護サービスが受けられない事態にならないよう対策を講じること。費用については、国に求めるとともに、神戸市独自での実施も検討すること。
19. 介護度が実態よりも低く認定される事例が続いている。実態に即した認定となるよう改善すること。
20. 介護職の人たちが安心して働き続けるために、介護報酬削減を元に戻し、さらに引き上げるよう、国に強く求めること。また神戸市独自に、法人に対して援助制度を拡充すること。
21. 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限しないよう国に要望すること。
22. 要介護者に対し、「障害者控除・特別障害者控除」認定を適用すること。また「障害

者控除証明書」を申請制度ではなく交付制度とすること。

23. 社会福祉減免について、社会福祉法人の過度の負担とならないよう市独自の援助策をつくること。
24. 認知症対応強化型地域包括センターを各区につくること。
25. 認知症やMCI（軽度認知症）と診断された方への対応等を拡充させること。
26. 「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に伴う、市独自の個人市民税超過課税はやめること。

後期高齢者医療保険制度について

27. 年齢で差別する後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよう国に求めるとともに、保険料の特例軽減を市独自でも保険料の軽減策を講じること。
28. 保険料の滞納者に対し、資格証の発行や保険証の取り上げ、窓口の負担増、厳しい内容の督促状の発行などは行わないこと。

国民健康保険事業について

29. 一般会計からの法定外繰り入れを行い、高すぎる保険料を引き下げること。保険料所得割の人的控除などの市独自の保険料算定制度を継続すること。さらに、医療費や社会保険料控除を追加すること。生活実態に見合った保険料となるよう、減免制度を拡充すること。
30. 誰もが安心して医療が受けられるよう、資格証や短期証の交付は中止し、全員に正規の保険証を交付すること。子どものいる世帯には無条件で正規証を交付し、世帯の生活実態の把握は訪問など福祉的対応で行うこと。
31. 窓口の一部負担金の減免制度を周知徹底するとともに、改善、拡充すること。全員に配布される「国保のしおり」の冊子を大きくして読みやすくすること。
32. 新型コロナ対応に限定せず、常設の傷病手当を創設すること。

33. 滞納者への分納相談にあたっては、被保険者の生活実態に見合った少額返済の対応をすること。延滞金徴収は行わない。払えない人への差し押さえはしないこと。

生活保護行政の拡充について

34. 生活保護の決定は「法定期限」を守り、遅れる場合は申請者に書面できちんと連絡すること。資産調査は必要最小限の聞き取りのみとし、全員を対象にしないこと。また、生活保護適正化対策班はただちに廃止すること。

35. 相談者の申請権を侵すことのないよう、申請書を窓口カウンターなど市民や相談者の目につくところに常に置いておくこと。

36. 受給者の人権擁護のため職員の研修を強め、就労指導は人権と実情を尊重して、強要にならないよう配慮すること。また、役所に出向いた場合は交通費を支給すること。

37. 夏場の熱中症を防ぐためにも、夏季のクーラー設置を希望する世帯に費用を補助すること。また、電気代を扶助費として増額することを国に求めるとともに、市単独で上乘せすること。

38. 生活保護制度の改悪中止と、住宅扶助費をふくめた扶助費の引き上げ、高齢加算などの復活を国に求めること。

39. 神戸市単独事業として実施していた生活保護世帯への福祉パスの支給、上下水道基本料金の減免、夏期・冬期見舞金を復活させること。

40. 事務専任者や就労支援員を配置してもケースワーカーの訪問数は減少させないこと。生活保護の相談、申請が増大していることから、ケースワーカー・相談員を増やすこと。また、ケースワーカーの担当数を上限80ケースに戻し、日常的に丁寧に被保護者の生活援助と自立促進にあたること。

41. 政令指定都市市長会などで要望している生活保護受給者への医療費負担導入の要望は撤回すること。

住宅確保支援・ホームレス対策について

42. 老朽化している更生援護相談所、更生センターを改修、改装して、直営を維持するこ

と。また、プライバシーの確保や食事など、入所者の待遇を改善すること。

43. 住宅入居に必要な敷金や不動産業者への経費の貸付など、ホームレス生活から居宅生活に早期に移行できるよう支援制度をつくること。

44. 女性のホームレス対策として、緊急に受け入れられる神戸市の施設をつくること。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について

45. 市内のすべての鉄道駅舎にエレベーター・エスカレーターを設置するために整備計画をつくり、推進すること。オストメイトトイレを増設するよう求めること。

46. すべての鉄道の駅に、身体障がい者用乗降スペースを計画的に設置すること。

47. 鉄道駅ホームの安全柵設置を計画的に進めること。

48. バリアフリー基本構想を改定し、重点整備地区を広げること。

障がい者（児）施策について

49. 福祉乗車証（福祉パス）の交付対象の縮小、所得制限、有料化などはせず、対象交通機関の拡大を進めること。また、紛失時などの再発行はすみやかに行なうこと。なお、ICカード化による視覚障がい者等への配慮を検討すること。

50. 障害者総合支援法は1日も早く廃止し、障がい者の求める障害者総合福祉法を制定するよう国に求めること。

51. 自立支援医療は窓口負担をなくすこと。

52. 障害福祉サービスの利用者負担の軽減を行うこと。

53. 重度障害者福祉年金の復活とともに、重度心身障害者介護手当の支給要件を改悪前にもどすこと。

54. 介護保険の対象になる障がい者には、障害福祉サービス利用時の利用量を下回らないサービスを確保すること。介護保険対象になる低所得障がい者の利用料は無料とするこ

と。

55. 全行政区に障がい児のショートステイ施設を設置すること。
56. 障がいを持つ人々の働く場の確保につとめること。一般就労後は、定期的に訪問などの支援を行うこと。障がい者が自立して暮らせる賃金体系をもつ福祉就労事業を拡大すること。
57. 社会参加への必要な支援・補助制度を拡充すること。入所、通所施設を増やすこと。特に、グループホーム、ケアホーム等、障がい者が生涯暮らせる入所施設を大幅に増設すること。
58. 障がい者スポーツに対する支援策を強化すること。
59. ガイドヘルパーの利用条件を緩和すること。また、利用時間数の上限をなくすこと。
60. 駐車場料金の減免を市外の障がい者にも適用すること。
61. 障がい者の移動支援のため、ガソリン代補助は、タクシー補助や福祉パスとの選択制ではなく、上のせ制度とすること。公共交通料金の補助の引き上げを、国及び関係機関に働きかけること。
62. 発達障害者支援センターの体制を拡充すること。障害者地域対策センターの助成金を増設すること。

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 無症状者を含めて「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護し、感染拡大を防止するため、防疫目的の大規模で網羅的なPCR検査等を実施すること。
2. 「夜の街」「会食」など具体的な感染状況をプライバシーに配慮しながら、情報開示すること。
3. 医療機関、介護施設、福祉施設、幼稚園・保育園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査等を行うこと。
4. 発熱外来を早急に抜本的にふやすこと。そのためのスタッフ配置を支援すること。発熱外来を実施している病院へ、防護服等の医療支援物資を優先的に支援すること。
5. 状態が悪い方でPCR検査の結果が出るまで治療が受けられない場合が出ている。市として、こうした患者の受け入れができるように医療機関を確保すること。
6. 承認された抗原検査キットを広く医療現場で活用できるように手立てをとること。
7. 保健所および保健センターは、非常事態でも通常業務が継続できるよう人員を増強すること。
8. 各業種（外食・飲食等）の感染防止ガイドラインを徹底するとともに、改装、物品購入などの助成制度をつくること。
9. 新型コロナウイルス感染症対策にあたる医療関係者専用の宿泊施設を確保すること。
10. 医療従事者は非常に過酷な環境で対応している。継続的な医療環境を維持するために必要な人員や資材を確保すること。思い切った医師・看護師確保策をとること。
11. 患者対応の先頭に立つ中央市民病院の医師と看護師を増員すること。患者を受け入れる病院を増やす取り組みを進めリスクの分散に努めること。

12. 新型コロナウイルス感染症の対応で財政負担がかかる病院への財政的補償を十分おこなうこと。病院、診療所、歯科の損失補填を行うこと。
13. 消毒液、マスク、ガウンなど感染防止に必要な物品については、各医療機関に行き渡るように徹底すること。
14. 介護事業所・障害者サービス事業所のコロナによる休業や利用者減による損失を補填すること。
15. 介護、障害者事業所などに消毒液、マスク、ガウンなど感染防止に必要な物品への確保について支援をおこなうこと。

医療費負担の軽減について

16. 医療費の窓口負担の軽減を進めるよう、国・県に働きかけるとともに、市独自でも医療費助成制度を拡充すること。また国保加入者で、支払い困難者には一部負担金減免制度を積極的に知らせていくこと。
17. 75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を無料にすること。
18. 老人医療費助成制度の窓口負担を軽減すること。また交付は、申請制度から交付制度に改めること。さらに、高額医療費の申請による償還払いをやめること。
19. 無料低額診療は、実施する医療機関を増やす努力を行うとともに、広報に努めること。神戸市独自の制度として薬局（薬剤）に対して無料低額診療と同様の施策を実施すること。
20. 幼児歯科健康診査を親子歯科健康診査制度とし、フッ化物塗布も全員に無料として普及すること。

医療体制の充実について

21. 西区の小児科急病診療所を体制強化するとともに、北区に同様の施設を増やし、小児救急に即時に対応できる体制をつくること。

22. 産科病床設置促進及び医師確保のために、国と県に要望するとともに独自の助成制度を創設すること。
23. 国がおしつける病院統廃合計画に反対し、六甲病院の民間移管のとりやめと、済生会病院の三田病院との統廃合をやめるよう積極的に働きかけること。

市民病院群について

24. 中央市民病院および西市民病院をはじめ市民病院群の医師・看護師不足の解消に取り組むこと。また、中央市民病院は総合周産期医療センターとしての機能を拡充すること。
25. 市民病院群の差額ベッド代は徴収しないこと。
26. 中央市民病院が、医療産業都市構想の中核施設の役割を担うことは、保険外診療に道を開くことにつながる危険性が高くなる。市民病院としての理念を堅持し、標準医療を確実に実施すること。
27. 市民病院については、独立行政法人ではなく直営に戻すこと。
28. 非紹介患者初診料や分娩介助料を値下げすること。
29. 西市民病院の医師体制を強化し、24時間365日の救急体制を維持すること。
30. 西市民病院の災害防災拠点としての役割を強化充実すること。
31. 西神戸医療センターの小児救急を24時間体制に戻すこと。
32. 神戸アイセンター病院は、治療の確立していないiPS、先端医療は行わないこと。
33. 各市民病院駐車場の料金を下げること。

保健・衛生施策について

34. 保健センターではなく、各区に保健所を設置し、公衆衛生医師の配置と感染症専任保健師を復活し検査体制を整備するとともに、大幅に保健師を増員すること。

35. 地域の医療機関だけでなく、医療センター市民病院と西神戸医療センターに、健診部（健診センター）を設置し、希望者に対して特定健診やガン検診を行うこと。
36. 犬・猫の殺処分をやめ広報や里親制度を強めること。避妊手術については、全額助成すること。また、NPOへの助成を強めること。飼い主へのマナーの向上がはかれるよう啓発すること。
37. 狂犬病予防接種の徹底と対策を拡充すること。

健診事業・予防接種について

38. おたふくかぜ、ロタウイルスなどのワクチン接種助成を行うこと。
39. 高齢者の特定健康審査にがんのセット健診を安価で加え、前立腺がん検診にも助成を行うこと。
40. 近隣市と比べ、割高なインフルエンザ予防接種費用の軽減や無料化のため、補助は拡充すること。
41. 肝炎ウイルス健診の個別勧奨を実施すること。

難病患者対策について

42. 難病対象となる特定疾患をさらに拡大し、医療費の自己負担の廃止を国に強く求めること。
43. 神戸市の難病患者の実態を正確に把握し、実態に即した支援を行うこと。また、震災時などの大規模災害に対して、支援できるシステムを構築すること。
44. 小児慢性特定疾患の治療経験者に対しては国に治療費助成を求めていくとともに、18歳・20歳を超えても市独自で継続すること。

こども家庭局

子育て支援の充実について

1. こども医療費助成を市長公約どおり、所得制限なしで高校まで速やかに拡充すること。また「無料化しない」との公約違反の態度を撤回し、完全無償化すること。
2. 母子等福祉パスを父子世帯まで広げて復活させ、世帯を構成する人数分を交付すること。
3. こども家庭センターを増設し、体制を充実すること。
4. 子どもの貧困が深刻化している。市民と密接に関わっている各区役所に相談窓口を設置すること。また各部署が連携して、情報の共有化、実態把握に努めること。
5. DV被害者からの相談受付は24時間で対応すること。被害根絶のため「DV加害者」の更生対策を進めること。デートDV対策も講じること。
6. 保育所や児童館など児童福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策を強化し、支援を強めること。

乳幼児保育について

7. 公立、社会福祉法人の保育所新設を基本に希望者全員の入所を確保し、詰込みではなくゆとりをもって待機児童を解消すること。逆行する公立保育所の民営化や廃止は中止すること。
8. 市の未利用地を調査し、計画的に保育所を建設すること。国・県の未利用地の利用も検討すること。
9. 制度破綻が明瞭な小規模保育事業は、これ以上拡大せず解消をめざすこと。
10. 企業主導型保育の参入をこれ以上進めないこと。

11. 保育士の処遇（民間・公立）について、実態調査を行い、改善を行うこと。
12. 監査に必要な専門的な知識と経験をもった正規職員を増員し、社会福祉法人を運営するすべての保育施設に対し定期的な監査を行うこと。
13. 保育所、保育園に看護師を配置して、感染症、アレルギー、病児、病後児保育に対応すること。

学童保育について

14. 学童保育基準にもとづいて、開設時間、人員規模、面積、運営管理、保育内容の研修などを明確にすること。基準を条例に明記すること。
15. 児童館での学童保育指導員・支援員の待遇を改善し、抜本的に賃金の引き上げとなるよう委託費を増額すること。
16. 少なくとも小学校区ごとに学童保育を実施すること。「学童保育コーナー」に偏重せず、新設を進めること。区のセンターとなる児童館は全区に配置すること。
17. 大規模学童保育の速やかな解消に努め、それまでの間、指導員を直ちに増員すること。
18. 学童保育の現場に学校教育のゆがみが持ち込まれることのないよう、職員研修をつよめ、子どもの安全確保のための体制強化を進めること。
19. 長期休暇中の給食を実施すること。

母子保健事業について

20. 妊娠期から子どもの健康を一貫して把握し、支援できる体制をつくること。
21. 新生児の「1ヶ月検診」を公費負担として受診率をあげ、障がいなどの早期発見を進めること。
22. 一般不妊治療への助成制度を充実させること。

環 境 局

持続可能な地域循環型社会の構築について

1. 拡大生産者責任を明確にし、他都市とも協力し、抜本的な対策をとるよう国に働きかけを強めること。
2. 神戸製鋼の石炭火力発電施設の増設は止めること。CO₂を多く排出する石炭燃料を使った発電のあり方は見直すこと。
3. 神戸製鋼石炭火力発電所と神戸市が行っている二者の環境保全協定の透明化をはかるために、市民の参加を認め三者協定とすること。
4. プラスチックごみ削減目標を明確化し、計画的に減量に取り組むこと。事業者に対しては積極的削減を求め、環境保全協定に目標値を設定すること。
5. 家電リサイクル法で収集料金や運搬料金などが消費者負担となっており、不法投棄が増えている。リサイクル料金を販売価格に組み入れることも含めて、家電リサイクル法の見直しを国に働きかけること。

家庭系廃棄物について

6. 大型化する焼却炉（クリーンセンター）は、神戸市が進めている3R推進に矛盾する。「神戸市一般廃棄物処理基本法」で決められた「燃やす、埋めるからの脱却」の姿勢に立ち、建て替え計画を策定し、クリーンセンターを縮小すること。
7. 所有地内に産業廃棄物を不法に積み上げている業者に対し、是正させるとともに、従わないときは、会社名の公表と厳しい処分を行うこと。
8. 民間の中間処理場、最終処理場の建設にあたっては、建設後大きな問題になることが多い。地域住民に対しての説明を徹底し、その意見をよく聞くことを神戸市が求めること。

自然・再生可能エネルギーの普及について

9. 自然・再生可能エネルギーの普及が急がれる。市内で活用可能なポテンシャル実態調査を行い、地域に見合った再生可能エネルギーの利用をはかること。
10. エネルギーを多く使用する飲料やタバコなどの夜間の自動販売機の規制とコンビニの深夜営業などを規制すること。
11. 生物多様性や自然環境、景観、防災上の問題が大きいメガソーラーの建設ができないよう現条例を改正し、規制を強化すること。

地球環境保全について

12. 神戸市は地球温暖化防止実行計画の目標にほとんど近づいていない。抜本的に施策を見直し、目標を達成すること。国に対しても温室効果ガスの削減目標に真剣に取り組み、実質ゼロを目指すことを求めること。環境保全協定に温室効果ガスの削減目標を盛りこむこと。
13. 大気汚染を防止するため工場からの排出、車による排気ガス、ごみの焼却など、これまで以上の厳しい基準を設け、CO₂の削減に取り組むこと。
14. ダイオキシンの発生原因である塩化ビニールについては、環境負荷の少ない素材への転換を進めるように企業に働きかけ、拡大生産者責任の考え方に立って企業への指導を強化すること。
15. 光化学オキシダント及びPM2.5の発生メカニズムの解明に注視すること。市と事業者が結んでいる「環境保全協定」のインターネットでの公表にあたっては、企業の推進状況がわかりやすい公開方法にすること。協定対象は、規模基準を見直し、広げること。
16. その他ガスにおけるフロン類の削減を進めること。
17. 阪神高速道路の騒音、粉塵などの被害実態を系統的に調査し、対策を立てること。
18. 水質・土壌の汚染の調査を行うこと。特に工場から排出される排煙、排水への厳しい監視体制をとること。

19. 海洋プラスチックごみの実態調査を行い、削減対策を強化すること。

アスベスト等健康被害対策について

20. 建物の解体工事に当たっては、市の監視を強化しアスベストの飛散防止を徹底すること。

21. アスベストによる被害は、直接使用にとどまらず、間接的な飛散による被害も広がっている。阪神・淡路大震災で解体されたビルからのアスベストの飛散も考えられる。被害の実態調査と健康被害を行い、救済を幅広く行うこと。

22. 大気汚染は引き続き公害となり被害を広げるおそれがある。小児ぜんそく医療費助成制度は復活すること。

中小企業振興に軸足を置いた神戸経済の振興について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが落ちている中小業者に対し、倒産や廃業を食い止め、失業増を起こさせないために直ちに直接支援を行うこと。
2. コロナ感染症の影響を把握するため市内企業に対して、悉皆調査をおこない、状況を把握し、手立てを打つこと。
3. 地域経済活性化の観点から消費税の引き下げを国に求めること。
4. 「神戸市中小企業振興基本条例」を制定し、以下の具体的な施策を実施すること。
 - ① 市の役割を明確にして施策の継続性を維持すること。
 - ② 大資本の横暴な合理化や縮小から地域経済を守ること。
 - ③ 中小企業・小規模事業者への予算を大幅にふやし施策の柱に据えること。
 - ④ 新型コロナの経験を踏まえ域内生産・域内循環を進めること。
5. 地域経済振興の点からも、公契約条例を制定し、労務単価の適正化につとめること。
6. 中小業者の事業規模拡大、生産性向上、効率化および福利厚生にかかる設備投資に要する経費の一部を助成する「設備投資支援事業補助金」制度を創設すること。
7. ケミカルシューズはじめ地場産業の応援、育成と販路拡大を引き続き強めること。海外との競争にさらされている物品に対し、支援を強めること。
8. 大型店の一方的な撤退によって、買い物難民が生まれている現状から、出店を届け出制から許可制へ戻すことも含め、大店立地法の改正を国に働きかけること。
9. 神戸市独自の中小業者向けの融資制度を復活すること。兵庫県信用保証協会の保証融資の責任共有制度は、元の10割保証に戻させること。制度融資は利用する中小業者の立場に立って拡充すること。

雇用の改善について

10. 最低賃金時給1,000円以上を早急に実現し、1,500円に引き上げるよう国に働きかけること。また、中小業者に対しては、税の軽減など支援して実現できるようにすること。
11. 市内の全事業所が正規雇用を増やすよう働きかけること。
12. ブラック企業・ブラックバイト根絶の条例を制定すること。相談窓口の常設や周知の徹底や、誘致企業に対する離職率実態調査と公表など、実効性ある対策を盛り込むこと。
13. 高校生、大学生が労働基準法などを身につけるために、パンフを作成すること。就職活動開始前に説明会を市で開催すること。
14. 障がい者の雇用促進のため、大企業には法定雇用率等を遵守するよう強く求めること。

市場・商店街・小売店舗・町工場の振興について

15. 中小企業の仕事おこしにも経済対策としても効果的である「住宅・店舗リフォーム助成制度」を創設すること。
16. 創業支援事業計画で市場・商店街に限らず個店の空き店舗も利用し、家賃や内装費補助などでとりわけ若者の創業支援、事業展開を応援すること。
17. 「地域商業活性化支援事業」に取り組んできたが、市場・商店街の衰退に歯止めがかかったとはいえない状況がある。それぞれの地域の個性を生かした施策を拡充していくためにも各市場・商店街に市職員が直接足を運んで関係者とともに対策を検討すること。
18. 東部市場の民間活力の導入は中止すること。

農林漁業振興について

19. 市内農林漁産物の域内生産と消費・循環を拡大する年次計画を立てて事業者と共に増産をはかること。学校給食にも食育の観点とあわせて位置付けること。
20. 農業の担い手不足はいつそう深刻となっている。農漁業の世代継承を支援するための

支援策をとること。

21. 青年就農給付金制度を利用しやすくし、若年層をしっかりと呼び込むこと。
22. 株式会社など民間営利企業の農業参入は絶対にやめさせること。
23. 不耕作地を減らしていくことは、イノシシやヌートリア、アライグマなど有害獣や外来植物を繁殖させない対策にもつながるため、取り組むこと。
24. 獲る漁業から育てる漁業へ対策を拡充し、市内水産業を市民にアピールすること。
25. 漁船の燃料代が経営を圧迫している。漁船のハイブリッド化が進めば燃費向上となり経営改善にもなる。ハイブリッド化への補助をすること。
26. 須磨海づり公園は、市営施設として復旧すること。
27. 農業公園の利用計画は、地元地域や農業者、関係団体等の声を幅広く聞きながら策定すること。

集客施設と観光の振興について

28. 須磨海浜水族園は教育施設でもあり、事業の継続性の観点から公営として存続すること。理念をゆがめる現建て替え計画は中止すること。
29. 大規模建て替えに偏重するMICE基本構想は中止すること。

建設局

防災・減災について

1. 民有地の崖や擁壁などについて、災害復旧や防災・減災を目的とした支援策をつくること。他都市で実施されている補助制度や無利子貸付制度等を創設すること。
2. 親水施設のある河川や氾濫の可能性がある河川は、階段の増設やパトロール強化、モニタリングカメラの増設など安全対策を進めること。

広域幹線道路について

3. 大阪湾岸道路西伸部は中止すること。
4. 須磨多聞線（西須磨工区）は中止すること。建設ありきの姿勢は改めること。
5. 国道 43号線や、HAT神戸など一般道への海上コンテナなど大型車の流入を減少させること。ハーバーハイウェイの通行料を無料にすること。
6. 山麓バイパスの大型車両の料金を無料化して、山麓バイパスに誘導し、夢野白川線・市道山麓線の騒音、振動被害を解消すること。遮音壁の設置も検討すること。
7. 六甲有料道路は昭和37年供用開始であり、北区民の生活道路であることから、出口の交通量の増加や事故・公害対策強化と前提に合わせ、早急に無料化すること。

道路整備・バリアフリーについて

8. 生活道路のひび割れ、波打ち歩道の改修、歩道の真ん中の電柱の撤去、段差解消など迅速に行うとともに、早急にユニバーサルデザイン化を進めること。
9. 市内の道路陥没を未然に防ぐための調査と対策を講じること。また、道路地下空間の利用にあたっては、防災の観点から検証見直しを行うこと。
10. すべての鉄道駅に障がい者用の車の乗降スペースをつくること。さらに屋根付きのス

ペースとして充実すること。

11. 街路樹は、地域の声を聞きとり、安易に撤去せず計画的に整備・管理をすること。剪定は毎年おこない、枝処分は自然エネルギーとして活用量を増やすこと。
12. 私道改修への補助率を高め、使いやすくすること。また、多くの住民が通行する私道については、所有者同意のもと、神戸市の責任で補修を行うこと。
13. 地元の要望に迅速に応じることができるよう、建設事務所の予算を増やすこと。公園や道路の補修などは、できる限り分離・分割発注をすること。新規事業者の台帳を作成し、見積もりを4者に広げるなどの対策をとること。
14. 駅の自転車駐輪場スペースを増やし、大学生も定期の学割をすること。

公園について

15. 街区公園に健康器具や遊具、水飲み場、トイレの設置の予算を増やすこと。
16. 公園管理は神戸市が責任を持って行い、安全点検や清掃・樹木の剪定を定期的に行い、必要な改修にあたっては予算を増額して対応すること。
17. 市民公園制度を積極的に活用し、公園の少ない地域で整備を進めること。
18. 六甲山森林整備戦略などに、バイオマス・エネルギー活用の観点を持つこと。また、風力発電の可能性を検討すること。整備促進のための協議会等をつくること。
19. 王子動物園は今後も直営で経営すること。

下水道事業について

20. コロナ禍であることも踏まえ、公共下水道料金は値上げではなく引き下げること。
21. 下水道事業において、さらなる民間委託は導入しないこと。
22. 強度の弱い雨水管を耐圧性に改良し、浸水被害の再発を防止すること。

23. 私道・共有地下の下水道施設の改修補修助成を創設すること。

都 市 局

三宮再開発について

1. 三宮一極集中の巨大再開発計画は中止すること。
2. 国の都市再生緊急整備地域に「三宮駅周辺・臨海地域」が指定されているが、撤回を要請すること。元町再整備まで都市再生緊急整備地域に広げようとする要請は行わないこと。

まちづくりについて

3. 神戸市都市空間向上計画は撤回すること。
4. 高層マンションの林立から住環境をまもるため、高さや容積率及び住宅戸数を緩和でなく規制する条例を制定すること。
5. 密集市街地の再開発は、デベロッパー任せにせず、市として指導を行うこと。また、商店街や市場がある場合、その活性化についても責任を負うこと。小規模公営住宅の建設や防災対策などのとりくみも強化すること。
6. 「近隣センター」は維持し、活性化させること。
7. コミュニティ会館・集会所は、地元管理をやめOMこうべによる管理・運営を継続すること。
8. 都市計画道路については、周辺住民の意見を丁寧に聞くとともに、反対の多い計画については撤回すること。

交通政策について

9. 市民の交通権を明記した交通基本条例の制定やコミュニティバスを新設すること。その際、まちづくりや地域の活性化、福祉対策なども含めて検討すること。

10. 神戸電鉄粟生線の利用者増対策、赤字を減らす対策を、関係者と定期的に協議されているが、赤字は減少していない。兵庫県や関係市町とさらに踏み込んだ対策を検討すること。
11. 神鉄「シーパswan・シーパswanプラス」は住民支援の恒久的制度として援助を続け、購入可能回数を増やすこと。神戸電鉄の通学定期や通勤定期の助成を進めること。

新長田駅南再開発について

12. 再開発事業の検証について、商店主などの意見もよく聞き、問題点を解決し、活性化策を進めること。
13. 住宅・店舗入居者の共益費負担の軽減をまちづくり会社にたいして申し入れること。また、費用の詳細を明らかにすること。

新都市整備事業（空港及び産業団地）等について

14. 空港島用地と他の造成地の収支をトータルで見るとはならず、事業ごとの収支計画を策定し、検証のうえ市民に明らかにすること。
15. 新都市整備事業会計から港湾事業会計に貸し付けていた貸付金は、即時返還を求めること。
16. 新都市整備事業会計の資金は、神戸空港の管理収支の赤字穴埋めや起債償還の立て替えに使わないこと。利益剰余金は以前のように、一般会計へ繰り入れるなど市民の暮らしを応援するために使うこと。
17. 海上アクセス＝ベイシャトルの運航は中止すること。

建 築 住 宅 局

市営住宅について

1. 市営住宅の約2割を占める空き住宅は、すぐに入居できるように改修するため予算を増額し、速やかに募集すること。
2. 戸数削減ありきの市営住宅マネジメント計画は撤回し、市営住宅を増やすこと。第三次計画は、戸数削減ありきではなく、障がい者、高齢者対応住宅の増設、DV被害者対応住宅など必要な戸数を確保する計画とすること。
3. PFIなどによる市営住宅や厚生年金住宅の用地の切り売りは直ちにやめ、入居者本位の再整備や建て替えを進めること。
4. 「借上市営住宅についての神戸市の考え方」を撤回し、入居者の実情を踏まえた対応を行い、希望者全員の継続入居を認めること。提訴はただちに取り下げ、話し合いにより解決すること。
5. 災害公営住宅をはじめ市住入居者は年々高齢化しており、見守り体制を抜本的に強化し、コミュニティづくりを支援すること。
6. 市営住宅の家賃減免制度を拡充すること。入居基準となる政令月収の引き上げを国に強く求めること。
7. 市営住宅家賃滞納者に対して、早期の福祉的対応によって、裁判、追い出しにならないようにすること。また、減免世帯については、減免家賃を継続すること。また、生活困難者に対しても実態に応じた福祉対策を協議すること。
8. 市営住宅の指定管理者に民間業者が参入し、家賃滞納者にたいして強引な対応が増えている。また、入居者に対するサービス低下も起きている。直営に戻すこと。
9. エレベーターの設置や風呂釜設置など、市の責任で設置計画を策定し推進すること。設置費用や管理費の値上がりに対する軽減補助制度をつくること。

10. 改良住宅の一般住宅化について、具体的に計画をたてて進めること。

住まいに関する総合支援や耐震化の推進について

11. 東南海・南海地震に備え、住まいの耐震化を促進するため、耐震診断は1981年以後に建設された住宅にも適用すること。耐震補強の助成制度をさらに充実するとともに、マンションも含め具体的に耐震補強が実現する施策をつくること。

12. 空き家対策の空き家リフォーム・子育て支援リノベーション住宅リフォーム助成制度の対象をひろげ、市内業者の意見も踏まえた制度とすること。

13. 若年・子育て層を定着させるため、住み替え・転居入居する若年世帯への家賃及び敷金の補助制度を充実すること。

14. 高齢者の「バリアフリー住宅改修補助事業」をさらに使いやすい制度に改善し、申請は受付け時点で審査を行い、必要条件が揃っていれば即日受理し、許可を出すこと。

15. 高齢者にたいする民間借上住宅の活用など民間賃貸住宅補助事業を拡充すること。

港 湾 局

減災防災対策について

1. 防潮堤、防波堤の強化など高潮対策について強化すること。
2. 民間護岸についても公的支援をはじめ必要な対策とること。

港湾労働者について

3. 神戸港で働いていた人のアスベスト被害において、広報こうべで専門医療機関の受診勧奨を知らせること。また、区役所等に相談窓口をつくり、健康不安への解消をはかること。
4. 市が所有するみなとの労働者の福利厚生港湾施設の使用料補助や軽減策を行うこと。
5. 港湾関連用地に、労働者が利用できる飲食や利便施設を誘致すること。古い施設の改修を推進し、女性トイレなど不足する施設を速やかに整備すること。

港湾事業について

6. 神戸港の将来構想を撤回すること。
7. 六甲アイランド南のコンテナバースの整備は「凍結」の方針にもかかわらず、将来構想でバース建設を発表した。「建設中止」を明言し、港湾計画からはずすこと。
8. アジア貨物にシフトしている現状を考慮し、国際コンテナ戦略港湾によるバースや航路の大水深化などは中止すること。
9. コロナの影響について、港湾関係会社等に調査をおこない対策をとること。
10. 神戸の産業（地場産業）を復興することで、創荷を進めること。
11. ウォーターフロントの整備については抜本的に見直し、再開発・埋立は中止すること。

12. クルーズ船の来港復活にあたっては、感染予防対策をしっかりと行うこと。
13. 「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、非核証明書の提出義務付けを堅持し、安全・安心・平和な港づくりにつとめること。また、非核「神戸方式」の世界への発信を強めること。

神戸空港について

14. 神戸空港に関する資料はすべて保存し情報公開につとめること。
15. 航空機燃料譲与税は、航空機騒音対策など、一般会計上の施策につかうこと。
16. 管理運営会社の収支、土地売却のゆきづまり、騒音や環境問題など、情報を広く公開すること。住民投票など市民の意見を聞き、廃止も含めて今後の在り方を検討すること。
17. 神戸空港の建設の是非が議論される中で市は経済効果が大きいとアピールしてきた。市は経済効果を算出し、空港についても決算値で公表すること。
18. 神戸空港連絡橋の道路複線化工事を中止すること。

消 防 局

消防設備と人員確保、諸署の整備について

1. 消防力基準は早急に国基準を達成すること。特に人員・署所については年次計画をたて進めること。
2. 「消防力の整備指針」に基づいて、消防車の5人乗車態勢を実現すること。
3. 救急隊員へのコロナウイルスの感染が心配されている。市として感染防止のために必要な資機材を確保すること。
4. 広大な区域を管轄する署所には、救急隊を複数配置するよう、計画的に増員・増隊して急増する救急需要に対応すること。
5. 県の高潮想定などで浸水の可能性の雲南、栄町、水上、六甲アイランドなど消防署は移転も含め浸水対策を強化すること。
6. 計画的に消防諸署の整備・回収を進め、老朽化が激しい灘消防署は建て替えを検討実施すること。
7. 耐震性防火水槽の設置計画の見直しにあたっては、水量不足地区を優先しつつ、さらなる細やかなメッシュで新たな計画を立て、引き続き増設すること。
8. 消防団員の確保と消防団の強化・活性化のため、定員増と施設整備・装備の充実を行うこと。

指導検査体制の強化

9. 予防要員を増やし、防火管理体制や違反処理の徹底など、指導強化を行うこと。雑居ビル、老人福祉施設、脱法ハウスなどに対し、定期的あるいは抜き打ち的な査察を増やすこと。
10. 二方向避難の必要施設について、義務化以前に建設された建築物、改装、新築、増築

の予定がない建築物であっても、神戸市のすべての公共施設において、二方向の避難路が確保できるよう指導すること。特に福祉施設については、福祉局などと連携して助成制度をつくり早急に改善をはかるよう強く働きかけること。

市民の安全安心について

11. 救急業務の有料化は市民にとって有害無益である。有料化に反対すること。また、救急の通報の抑制になることはやめること。
12. ケアライン119は、要件を緩和すること。
13. 住宅用火災報知器設置の義務化の周知徹底を行うこと。高齢世帯や障がい者のいる世帯、低所得世帯など、災害弱者向けに購入助成制度をつくること。
14. 貸し出し用AEDの市内設置台数を増し、未設置駅は直ちに解消させること。定期的な点検と交換・周知など施設の常駐職員への研修を支援すること。

水 道 局

水道料金について

1. 水道料金の値上げはしないこと。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大で、市民全体が厳しい生活をしいられている。当面、基本料金を減免すること。
3. 水道使用量が少人数世帯、節水意識などで基本水量に満たない世帯が多くなっている。料金が使用実態に見合ったものとなるよう、見直しを行うこと。
4. 母子家庭・障がい者世帯・高齢者世帯や、生活保護世帯など低所得者への水道料金の減免制度をつくること。また福祉施策として取り組むよう、福祉局に求めること。
5. 特別養護老人ホームなど福祉施設等の水道の使用料減免制度を元に戻すよう、福祉局と協議すること。他の老人福祉施設の減免制度を廃止にしないこと。
6. 水道料金滞納者については機械的に対応せず、面談して生活実態をていねいに聞き、一方的な停水は行わないこと。
7. 阪神水道企業団の分布金、県営水道の受水単価の引き下げを引き続き働きかけること。

公共水道事業の維持について

8. 水道事業は民営化や広域化を行わず、基礎自治体の公営水道の役割を堅持すること。
9. 水道事業は憲法25条を具体化したものである。水道事業の独立採算制を強調する姿勢を改め、一般会計からの繰り入れを増やすとともに、十分な財源保障を国に求めること。
10. 上ヶ原浄水場については、PFIなど民間活力の導入はしないこと。
11. 自己水源の日常的な有効活用を進め、適切な維持管理につとめること。

12. 再生可能エネルギーの導入目標を設定し、小水力発電など再生可能エネルギーの利活用を促進すること。
13. 直結給水を推進するための助成制度を復活させること。安全な給水を行う立場から、目標を持って直結給水戸数を増やすこと。また、学校の直結給水化については教育委員会等と連携し、早急に完了すること。
14. 千刈り貯水池の治水対策を県とともに速やかに進めること。
15. 水の科学博物館は廃止ありきではなく、本来の趣旨を生かせる事業として存続すること。

交 通 局

公共交通の維持・充実について

1. 市バス・地下鉄は民営化や路線移譲をやめること。
2. 不採算の路線であっても市民福祉とまちづくりの観点から、維持・拡充するためにも一般会計からの法定外繰り入れを増やすこと。
3. 市内における自家用車やバス、鉄道などのあり方を検討し、総合的な交通政策をつくるよう都市局へ働きかけること。特に、バスの乗り入れ困難な地域や高齢化の進む地域住民の足の確保については行政の責任で具体的に検討すること。
4. 子育て世代への支援を重視し、定期の割引率の拡充や学生割引の拡充に努めること。
5. バスと地下鉄の乗り継ぎ時の負担を軽減するために、割引率を拡大すること。乗り継ぎ時間を拡大すること。割引は拡充し、民間バスも利用できるようはたらきかけること。
6. 公共交通の維持充実のため下記の項目を国に要求すること。
 - ① 公共交通機関への支援策強化や、バス・地下鉄などの補助金確保と増額を求めること。
 - ② 設備老朽化が進んでいる地下鉄既設線の改良工事などへの補助率拡充を要求すること。
 - ③ 自動車事業の車両購入や資本費に対する補助制度の拡充を求めること。
 - ④ 市バス不採算路線の運行に対する補助を引き続き求めること。
 - ⑤ 高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化促進への補助の拡充を求めること。

自動車事業について

7. 住民の反対が多いバス路線の短絡・減便はやめて、要望が強い路線は路線を復活すること。住民意見を第一に路線設定を行うこと。携帯位置情報に特化した「市バス配置基準」は撤回すること。
8. 交通振興株式会社が独自運行している路線も含め、運行時間の拡大、増便、運行距離

の延長などを求める市民の声を考慮し、改善すること。

9. 市バス近郊区運賃の引き下げと、通勤、通学定期の割引率を引き上げるなど、市内均一区間との料金格差を是正すること。
10. 民間委託された市バス営業所では、不安定雇用、超過勤務が常態化している。実態調査を行い、常に不足している運転手の充足、長時間過密労働の是正や、非正規職員の正規職員化や、交通局職員と同等の労働条件に改善するよう求めること。
11. バス停のベンチ、ひさしの予算を増やし設置すること。老朽化については改善すること。道路が狭く困難な場合は、建設局と協議すること。
12. 視覚障がい者のためのバスの音声案内を改善、拡充すること。

高速鉄道事業について

13. 海岸線の乗客増対策について全庁的に協議し、リーディングプロジェクトにとどめず、沿線に住宅・産業政策の推進、公共施設建設など、地域の活性化につながる総合的な対策の推進を求めること。また、沿線企業に社員も含めた利用促進を求めること。
14. 海岸線の料金を値下げし、利用者増につなげること。
15. 地下鉄各駅に授乳室を設置すること。
16. ホームに安全柵を設置するとともに、ホーム両端の安全対策をすること。また、表示・標識など一層見やすくすること。西神山手線のワンマン化はしないこと。
17. 交通振興に委託している駅掌の雇用条件や待遇を引き上げ、安定した雇用にすること。

教 育 委 員 会

学校教育について

1. 20人程度の少人数学級を小中学校で早急に実施すること。必要な財源を国に求めること。
2. 教育委員会の独立性を維持するために、教育に対する政治介入を許さず、憲法が保障する教育の自由、自主性を尊重すること。
3. 子どもの権利条例を制定すること。またパンフレット等を作成配布するなど、子ども、保護者も含めて浸透をはかること。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響で心のケアを必要としている児童・生徒が増え、不登校やいじめについての相談・対応の体制整備を行うこと。
5. 不登校児童・生徒のために学校などでの居場所づくりを進めること。
6. 行き届いた教育を実施し、教職員の負担軽減、長時間勤務を軽減するために、教員を大幅に増員・加配すること。
7. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充、養護教諭の複数配置、事務職員の全校園配置など、教育条件を整備すること。
8. 多国籍の児童生徒や、性的マイノリティ（LGBT）の子どもへの配慮を進めること。ジェンダー平等について教職員や子どもたちの理解を進めるため、研修や授業での取り扱いを進めること。
9. 市内どこからでも市立幼稚園に通える条件を保障するとともに、全園に3年保育を実施すること。
10. 特別支援教育環境の維持向上のために、知的障がい児定員オーバーを解消めざし神戸市の特別支援学校の整備計画を早急につくり整備を急ぐこと。友生養護学校分校は存続させ、教育環境の維持向上につとめること。

11. 学校図書館が、ゆとりと学習・調査、研究ができる施設となるよう、蔵書の拡充とスペースの拡大につとめること。学校司書は、全校配置とすること。
12. 夜間中学校に対する教材費等の補助を増額するなど支援をつよめること。

学校給食について

13. 学校給食の保護者負担無償化を推進すること。まずは、小学校給食費にも公費補助制度を創設し値下げすること。
14. 小学校給食は自校調理を堅持し、正規職員で調理すること。民間委託した小学校は、直営に戻すこと。
15. 中学校給食は自校調理にし、温かくて安全な給食にすること。
16. 栄養教諭は市単独設置をふくめ小中全校に一人配置し、地産地消や食育の推進、アレルギー対応を充実すること。

学資支援について

17. 神戸市独自の給付型奨学金制度を拡充して復活させること。
18. 就学援助については助成額の増額を進めるとともに、市独自に支給対象とメニューを拡充すること。
19. コロナ禍で生活苦がつづく、就学援助世帯への食材支援を繰り返し実施するとともに、下宿学生へも実施すること。

学校園施設について

20. 学校や教育施設は、災害や震災時の避難所としての役割を担う。避難場所とされている体育館などの空調整備を行うこと。
21. 過密校・園対策は、学校園の増設で解消につとめること。全プレハブ早期解消プランをつくること。

22. 幼稚園、小・中・高等学校が地域で果している役割を踏まえ、統廃合はやめること。

23. 熱中症対策を強化すること。

- ① 学校園の仮設校舎の教室は、エアコン設置の有無にかかわらず、教育委員会が気温の上昇について調査し、必要に応じて空調施設の設置や交換を行うこと。
- ② 学校園等に対し、熱中症予防のために、必要な情報対応策の周知を行い、「お茶を飲むのは休み時間だけ」など硬直した運営はただちに中止すること。遠距離の場合の車での通学など、各学校現場に見合った適切な対応ができるよう注意を喚起し、授業の進行などについても柔軟な配慮を行うこと。
- ③ 夏休み期間中に、共働きなどで家で一人になる児童の熱中症予防のため、通年の申し込みをしていない児童の臨時的な児童館入所の受け入れや、学校開放などを利用した子ども向けのクールスポット教室の開設などの対応をすること。

選挙管理委員会

1. すべての投票所で車いすの人が投票できるよう、投票所周辺も含めてバリアフリー対策を講じること。
2. エリアが広大な地域については地域の声を聴き、分割を検討すること。
3. 18歳選挙権の啓発活動を強めること。
4. 期日前投票の利用が増える傾向にあることから、待ち時間解消など受け入れ態勢を充実すること。
5. 選挙公報が期日までに、有権者へ届くように行政の責任で万全の態勢を取ること。
6. 健康上の問題等で投票所に行けない有権者がいる。郵便等による投票の要件緩和を国に求めること。